

「広報媒体の広報・利用促進事業」委託業務 企画提案審査会 実施要領

1 企画提案の趣旨

若者世代を中心とした情報収集の手段は、紙媒体やテレビ媒体などより、ウェブサイトやSNSなどのデジタル媒体が増加している。

デジタル媒体は、県民自らアクセスする必要があるため、認知度を高め、利用者数を拡大していくことが重要であり、デジタル媒体の周知による、効果的な県政広報を実現する。

については、多数の県民の興味を引き付けるデジタル媒体の利用促進キャンペーンの広告戦略など、民間事業者の持つノウハウや発想を生かすとともに、コスト面で優れた広報を実現するため、企画提案書の提出を求める。

2 事業概要

(1) 名称

「広報媒体の広報・利用促進事業」委託業務

(2) 契約の条件

- ① 別添「「広報媒体の広報・利用促進事業」委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- ② 委託契約の期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。
- ③ 委託業務に係る経費は、3,782千円(消費税込み)以内とする。

(3) スケジュール

- ① 実施要領等の配布開始
令和7年6月2日(月)
- ② 業務に関する質問の提出期限
令和7年6月10日(火)午前12時必着
- ③ 参加申込書の提出期限
令和7年6月10日(火)午後5時必着
- ④ 参加資格認定通知
令和7年6月11日(水)まで
- ⑤ 企画提案書等受付期限
令和7年6月17日(火)午後5時必着
- ⑥ 企画提案審査会
令和7年6月24日(火)午前
※詳細な場所、時間は別途通知する。
- ⑦ 審査結果の通知
令和7年6月26日(木)まで

(4) 参加の表明

① 提出書類

次に掲げる書類については、電子データ(PDF)を提出すること。

- ア 「広報媒体の広報・利用促進事業」委託業務企画提案参加申込書(様式1)
- イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し
- ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類(企業案内等・大きさは任意)
- エ 県税(地方消費税以外)および消費税の納税証明書(2か月以内に取得したもの)
 - ・ 県税事務所が発行する、県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
 - ・ 税務署が発行する納税証明書(その3の3)

(※) 国税の納税証明書については、オンライン請求可能。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

- ・過去に実施した同種または類似業務の実績（様式は任意。業務名、発注機関名、契約年月を記載すること）

② 提出方法

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込書（様式1）を令和7年6月10日（火）午後5時までに電子メールにより、（8）問い合わせ先に提出すること。なお、データを提出する際は、別紙1を参照すること。

③ 参加資格の認定

ア 参加資格の認定は令和7年6月11日（水）までに電子メールにより通知する。

イ 参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

I 参加資格の認定を受けられなかった参加希望者は、その理由について説明を求められることができる。この場合において、令和7年6月13日（金）午後5時までに説明を求め旨を記載したPDFを電子メールにより、申請書提出先に提出すること。なお、データを提出する際は、別紙1を参照すること。

II Iの書面の提出があった場合、県は、説明を求めた者に対して、令和7年6月17日（火）までに電子メールにより回答する。

(5) 企画・提案に係る提出書類

- ① 「広報媒体の広報・利用促進事業」委託業務仕様書を熟読し、次に掲げる事項を記載することを記載した企画提案書

ア 企画提案の基本方針

イ 提案内容

ウ 経費

エ 実施体制

企画提案書の作成にあたり、県から昨年度の事業実施結果（応募件数、参加者の属性等）を提供するので、希望者は令和7年6月17日（火）午後5時までに申し出ること

- ② 上記のほか、審査や契約の必要上、県が追加資料の提出を求めることがある。この場合、指示に基づき提出すること。

③ 提出方法

令和7年6月17日（火）午後5時までに電子メールにより、電子データ（PDF）を福井県総務部知事公室広報広聴課に提出すること。なお、データを提出する際は、別紙1を参照すること。

(6) 審査に係る事項

① 審査方法

審査員がプレゼンテーションにおける提案内容の審査、評価を行う。

② 審査会

ア 開催日時および場所

令和7年6月24日（火）午前

※詳細な場所、時間は別途通知する。

イ 審査会の所要時間

プレゼンテーション10分以内、質疑応答10分以内

ウ 注意事項

- ・各提案者は、他の提案者の提案を傍聴できない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

③ 審査項目および評価内容

全体：事業の趣旨・目的の理解度、実現性 各項目：的確性、効果、独創性、経費等の面に関して、仕様書の内容が遵守されているか、また、仕様を上回る提案がなされているか等を基準に審査する。

④ 提案者の選定方法

提出された企画提案書の内容について、企画提案審査会において総合的に審査したうえで、委託候補者を1者選定する。

⑤ 提案者選定結果の通知

ア 審査結果は、令和7年6月26日（木）までに通知する。

イ 審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(7) その他

① 公示業務に関する質問事項の受付期間は、令和7年6月10日（火）午前12時までとする。

この期間内に、質問書（様式2）に質問事項を記載し、電子メールにより福井県総務部知事公室広報広聴課に提出すること。なお、口頭（電話）での質問は一切受け付けない。また、データを提出する際は、別紙1を参照すること。

② 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う場合があるほか、県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があるので、これらについて了承した上で企画提案書等を提出すること。

③ 提出された企画提案書等の使用権および著作権は、契約が成立した場合に限り、県広報広聴課に属するものとする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

④ 企画提案書等の提出に関する経費は、すべて提出者の負担とする。

(8) 問い合わせ先および各種書類の提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部知事公室広報広聴課（担当：高野）

電話：0776-20-0220

E-Mail：kouhoukoucho@pref.fukui.lg.jp

【別紙1】電子メールにより提出する際のファイル名、メール件名

提出書類	ファイル名	メール件名
参加申込書（様式1）	【会社名】参加申込書	【会社名】参加申込書
参加資格の認定を受けられなかった理由の説明を求める書面	【会社名】参加資格の認定について	【会社名】参加資格の認定について
企画提案書等	【会社名】企画提案書等	【会社名】企画提案書等
質問書（様式2）	【会社名】質問書	【会社名】質問書

※質問書を複数回提出する場合は、「【会社名】質問書（1）」「【会社名】質問書（2）」のように、ファイル名とメール件名に数字を付け、区別できるようにすること。